



STANDARD

2025 年 11 月 11 日

各位

会社名 株式会社 F C ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 福島 宏治
(コード：6542、スタンダード)
問合せ先 取締役管理統括室長 松田 治久
(TEL. 092-412-8300)

**(訂正)「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する
臨時株主総会開催のお知らせ」の変更に関するお知らせ**

当社が、2025 年 11 月 10 日に公表しました「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」について、記載事項の一部に誤りがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

株式併合等の日程について、その内容の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

2. 訂正箇所

訂正箇所についてきましては下線を付しております。

(訂正前)

当社は、2025 年 10 月 16 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2025 年 2025 年 10 月 31 日を基準日と定め、2025 年 12 月を目途に臨時株主総会を開催する予定である旨のお知らせをいたしました。本臨時株主総会につき、当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、下記のとおり、2025 年 12 月 15 日に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に第 1 号議案「株式併合の件」及び第 2 号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場廃止規程に定める上場廃止基準に該当することになります。これにより、当社株式は、2025 年 12 月 15 日から 2026 年 1 月 5 日までの間、整理銘柄に指定された後、2026 年 1 月 6 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

(訂正後)

当社は、2025 年 10 月 16 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2025 年 2025 年 10 月 31 日を基準日と定め、2025 年 12 月を目途に臨時株主総会を開催する予定である旨のお知らせをいたしました。本臨時株主総会につき、当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、下記のとおり、2025 年 12 月 15 日に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に第 1 号議案「株式併合の件」及び第 2 号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場廃止規程に定める上場廃止基準に該当することになります。これにより、当社株式は、2025年12月15日から2026年1月13日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年1月14日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

II. 株式併合について

2. 株式併合の要旨

（1）株式併合の日程

（訂正前）

① 本臨時株主総会基準日公告日	2025年10月16日（木）
② 本臨時株主総会基準日	2025年10月31日（金）
③ 取締役会決議日	2025年11月10日（月）
④ 本臨時株主総会開催日	2025年12月15日（月）（予定）
⑤ 整理銘柄指定日	2025年12月15日（月）（予定）
⑥ 当社株式の最終売買日	2026年1月5日（ <u>月</u> ）（予定）
⑦ 当社株式の上場廃止日	2026年1月6日（ <u>火</u> ）（予定）
⑧ 本株式併合の効力発生日	2026年1月8日（ <u>木</u> ）（予定）

（訂正後）

① 本臨時株主総会基準日公告日	2025年10月16日（木）
② 本臨時株主総会基準日	2025年10月31日（金）
③ 取締役会決議日	2025年11月10日（月）
④ 本臨時株主総会開催日	2025年12月15日（月）（予定）
⑤ 整理銘柄指定日	2025年12月15日（月）（予定）
⑥ 当社株式の最終売買日	2026年1月13日（ <u>火</u> ）（予定）
⑦ 当社株式の上場廃止日	2026年1月14日（ <u>水</u> ）（予定）
⑧ 本株式併合の効力発生日	2026年1月16日（ <u>金</u> ）（予定）

（2）株式併合の内容

④ 効力発生前における発行済株式総数

（訂正前）

6,769,483株

（注）当社は、本取締役会において、2026年1月7日付で、自己株式70,040株（2025年9月30日時点で所有する全ての自己株式45,633株に、2026年1月7日付で当社が無償取得する予定の本譲渡制限付株式（24,407株）を加えた数に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

（訂正後）

6,769,483株

（注）当社は、本取締役会において、2026年1月15日付で、自己株式70,040株（2025年9月30日時点で所有する全ての自己株式45,633株に、2026年1月15日付で当社が無償取得する予定の本譲渡制限付株式（24,407株）を加えた数に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

(訂正前)

<前略>

当該売却について、当社は、当社株式が2026年1月6日に上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式になることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び、本株式併合が当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とした本取引の一環として行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であることを踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合算数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年1月7日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,420円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(訂正後)

<前略>

当該売却について、当社は、当社株式が2026年1月14日に上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式になることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び、本株式併合が当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とした本取引の一環として行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であることを踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合算数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年1月15日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,420円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

- ③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(ii) 自己株式の消却

(訂正前)

当社は、本取締役会において、2026年1月7日付で、当社自己株式70,040株（2025年9月30日時点で所有する全ての自己株式45,633株に、2026年1月7日付で当社が無償取得する予定の本譲渡制限付株式（24,407株）を加えた数に相当します。）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

(訂正後)

当社は、本取締役会において、2026年1月15日付で、当社自己株式70,040株（2025年9月30日時点で所有する全ての自己株式45,633株に、2026年1月15日付で当社が無償取得する予定の本譲渡制限付株式（24,407株）を加えた数に相当します。）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

(訂正前)

<前略>

日程といたしましては、2025年12月15日から2026年1月5日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年1月6日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(訂正後)

<前略>

日程といたしましては、2025年12月15日から2026年1月13日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年1月14日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

Ⅲ. 単元株式数の定めの廃止について

2. 廃止予定日

(訂正前)

2026年1月6日（予定）

(訂正後)

2026年1月16日（予定）

Ⅳ. 定款の一部変更について

2. 定款変更の内容

(訂正前)

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会において第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年1月8日に発生するものといたします。

(訂正後)

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会において第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年1月16日に発生するものといたします。

3. 定款変更の日程

(訂正前)

2026年1月8日（予定）

(訂正後)

2026年1月16日（予定）

以 上